

令和6年度山梨県オウンドメディア「やまなし in depth」運用業務委託  
「公募型プロポーザル方式」公告  
企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

令和6年3月28日 山梨県知事 長崎 幸太郎

1 業務の目的

山梨県の重要な施策や考え方を的確に県民、県内事業者等に伝えるため、オウンドメディア「やまなし in depth」を運用し、効果的に発信する。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名称

令和6年度山梨県オウンドメディア「やまなし in depth」運用業務

(2) 業務内容

『令和6年度山梨県オウンドメディア「やまなし in depth」運用業務委託仕様書』のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 委託業務費用の上限額

金20,891,200円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 応募資格

応募できるのは、次の掲げる要件をすべて満たす業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立ての手続きを行っていない者（更生手続開始又は民事再生手続開始決定を受けた者を除く。）であること。
- (3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）に規定する山梨県物品等入札参加資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。
- (4) この公告の日以降に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止措置要領」及び「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) 本件業務に類似する業務の経験や専門知識を有していること。

4 企画提案募集等に関する事項

(1) 担当部署

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館3階）

山梨県 知事政策局 広聴広報グループ

電話：055-223-1337

メールアドレス：[koucho@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:koucho@pref.yamanashi.lg.jp)

(2) 日程

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| ① 企画提案説明書の交付開始（公告日）  | 令和6年3月28日（木） |
| ② 企画提案参加資格確認申請書の提出期限 | 4月4日（木）      |
| ③ 企画提案に係る質問の受付期限     | 4月4日（木）      |
| ④ 企画提案書等の提出期限        | 4月18日（木）     |
| ⑤ 審査（書面審査）           | 4月下旬         |

(3) 募集要項等の配付

広聴広報グループのホームページからダウンロードすること。

<https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/202403owned.html>

(4) 企画提案応募資格確認申請書の提出

- ① 応募を希望する者は、応募資格を有することを証明するために、企画提案応募資格確認申請書（様式1）（以下「申請書」という。）を提出し、企画提案応募資格の確認を受けなければならない。

② 申請書の提出期限及び場所

〔提出期限〕 令和6年4月4日（木）17時必着

〔提出方法〕 持参又は郵送

※持参での受付は、土日・祝日を除く、9時から正午まで及び13時から17時までとする。

〔提出場所〕 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館3階）  
山梨県知事政策局 広聴広報グループ

③ 申請書には次の書類を添付して提出すること。

ア 3（3）を証した書類の写し

※物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号により申請中の場合は、「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で3（3）を証した書類の写しを速やかに提出すること。

※競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会先

（所在地） 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

（機関名） 山梨県出納局管理課調度担当 電話：055-223-1395

イ 3（5）を満たすことを誓約する書類（様式2）

イ 3（6）を証する過去5年間の同種または類似業務の実績（様式3）

- ④ 提出期限までに県が申請書を受理できない場合は、応募することはできない。  
⑤ 応募資格確認結果は、すべての申請者に対して郵便により通知する。  
⑥ 申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(5) 企画提案に関する質問の受付

募集要項等に関する質問は、企画提案に関する質問書（様式4）により受け付ける。

① 受付期限 令和6年4月4日（木）17時必着

② 質問方法 電子メールで送信すること。電子メールの件名は「山梨県オウンドメディア運用プロポーザル質問」と記すこと。

メールアドレス：koucho@pref.yamanashi.lg.jp

③ 回答方法 質問に関する回答は一覧形式で作成し、申請書の確認を受けた者全員に対して電子メールにて回答する。回答を受領した場合には、速やかに受領確認メールを送信すること。なお、質問への回答は令和6年4月10日（水）17時までにまとめて行う。また、ホームページに掲載する。（ただし、記事イメージ提案書制作にかかる質問については、4月5日（金）17時までに進行取材についての通知

とあわせて回答することとする)

- ④ その他 電話や口頭での質問には応じない。なお、本企画提案に関係ない質問や、本企画提案に公平性を保てない等と判断した場合には、回答しないこともある。

(6) 企画提案書等の提出

- ① 提案者は、次のアからエまでの書類（以下「企画提案書等」という。）を持参又は郵送により提出しなければならない。なお、提案者1事業者につき1提案とし、提案内容に係る費用の額は、「2 委託業務の概要（4）委託業務費用の上限額」を超えないものとする。

ア 記事イメージ提案書（様式自由）・・・・・・・・・・・・・10部

「広報活動の舞台裏」をテーマとして、提案する特集記事のイメージを2500文字以内で執筆すること。

記事イメージ提案書は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

A4判両面印刷とすること。日本語表記で11ポイント以上により記載すること。

なお、取材については、「申請書」提出により企画提案応募資格の確認を受けた者に対し、4月5日（金）17時までに取材対象の連絡先を通知する。連絡先の通知を受けた後、4月9日（火）17時までに取材対象と連絡をとり、取材日程等（おおむね4月9日（火）～4月15日（月）の間）を調整すること（希望の日程にそえない場合もあることに留意すること）。取材時間は30分程度とし、取材方法は任意とする。

ただし、企画提案応募資格の確認を受けた者が多数の場合には、テーマを変更のうえ県のホームページや広（公）報など既存の資料から情報を収集して記事イメージの制作をすることとし、その旨を4月5日（金）17時までに通知する。

イ 企画提案書[業務提案]（様式自由）・・・・・・・・・・・・・10部

企画提案書[業務提案]は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

A4判両面印刷、横型横書き天綴じとすること。A3判はやむを得ない場合に限り使用することとし、片面、横折り込みとする。ページ数は14ページ以内とすること。

日本語表記で11ポイント以上により記載すること。

以下の事項を記載するとともに、各ページでどの事項について記載しているのかわかるようにすること。

A：サイト運用の基本方針（記事のテイストなど）

B：目標閲覧数など、KPIの設定

C：サイト管理・運営について

D：特集記事のイメージ・制作過程について

○記事イメージ提案書について、特集記事の制作過程を示すために、どのようなライターが、どこで取材をして執筆したのかがわかるように記載すること。

○提案するマンガ記事のイメージ・制作過程を示すために、どのようなライターや漫画家が、どのようなマンガ記事を書くのかがわかるように記載すること。（完全なマンガ記事を制作する必要はない）

E：効果的に閲覧数を増やすために工夫する点

F：閲覧のリピート・コンテンツの拡散を図るために工夫する点

G：工程・スケジュール

特集記事・マンガ記事をどのようなスケジュールで制作・納品するか

H：業務の実施体制（人員配置・配置予定者・予定している記事執筆者の経歴等）

ウ 企画提案書[契約希望金額]（様式5）・・・・・・・・・・・・・1部

エ 法人の概要書・・・・・・・・・・・・・1部

様式は任意、既存のものやパンフレットでも可とする。

- ② 企画提案書等の提出期限

[提出期限] 令和6年4月18日（木）17時必着

[提出方法] 持参又は郵送

※持参での受付は、土日・祝日を除く毎日、9時から正午まで及び13時から17時までとする。

[提出場所] 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館3階）  
山梨県知事政策局 広聴広報グループ

- ③ 提出期限までに山梨県が企画提案書等を受理できない場合は、審査対象としない。
- ④ 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替え又は撤回することができない。

(7) 企画提案の無効

「3 応募資格」の条件を満たさなくなった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ① 募集要項の規定に反した提案
- ② 「2 委託業務の概要（4）委託業務費用の上限額」を超える提案
- ③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 必要な場合、県は企画提案書の内容について提案者に質問する場合がある。その回答はすべての審査委員に提供する。

(2) 審査方法及び結果の通知

山梨県オウンドメディア「やまなし in depth」運用業務委託に係る企画提案審査委員会において、下記(3)の評価項目により、企画提案書等に基づく審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

プロポーザル参加者が3者を超える場合は、審査委員長において、企画プロポーザル提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位に評価された3者により、審査委員会において、企画プロポーザル提案書等に基づく審査を行うものとする。

プロポーザル参加者が3者以下であった場合には、一次審査は実施しないものとする。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての意義申し立ては認めない。

(3) 企画提案を特定するための評価項目

評価対象内容	評価の視点（基準）
基本的事項	業務目的・業務内容を十分に理解しているか
	KPI選定の考え方とKPI、事業の効果を検証するための分析の手法や内容が適切か
Webサイト管理・運営	Webサイトを適切に管理・運営し、必要に応じて修正するなどの対応が可能か
特集記事制作	読み手を引きつけ、説得力がある特集記事を作成できるか
	読み手を引きつけ、わかりやすいマンガ記事を作成できるか
効果的なPR等	ターゲットを呼び込み、離脱されない工夫がなされているか
	SNSを活用するなど閲覧のリピート・コンテンツの拡散が期待できる工夫がなされているか
業務実施実績・体制	実施手順が効率的であり、実施スケジュールが業務を安定的に遂行できるものであるか
	本業務に関連する専門知識やノウハウ等の蓄積、本業務に類似する業務の実施経験があり、本業務を確実に効果的に実施する体制を備えているか
独自性	本業務に付随した、独自の効果的な提案があるか (広い二次利用許諾、その他サポートなど)
経費	提案内容に比して、経費見積もりが経済的であるか

(4) 審査を基に山梨県が第1順位の委託候補者を決定する。

(5) 審査の結果は、各提案者に「採用」「不採用」の別を文書にて通知する。

(6) 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

(7) 非特定理由に関する事項

委託候補者として特定されなかった者は、5(5)の通知を受けた日の翌日から起算して10日(県の休日を除く)以内に、書面(様式自由)により理由について説明を求めることができる。

## 6 審査委員会の実施

企画提案に基づく審査委員会を次のとおり書面開催にて実施する。

日程

令和6年4月下旬の実施を予定 ※非公開とする。

## 7 契約に関する事項

(1) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。

(2) 契約の締結と同時に、山梨県に対し、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)第109条の2各号に該当する場合は免除する。

(3) 第1順位の委託候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

(4) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的のために修正すべき必要がある場合には、山梨県の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。

## 8 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 提出書類の取り扱い
  - ① 提案者が山梨県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
  - ② 提出書類は、いかなる理由があっても返却しないものとする。
  - ③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は原則として提案者が負うものとする。
- (3) 提案者が本企画提案応募に要した一切の費用については、すべて提案者自身が負担するものとする。
- (4) 契約を締結するまでの間、「3 応募資格」の条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないこともある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (5) 「3 応募資格」の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、応募を認めないことがある。